

国際日本文化研究センター毒物及び劇物取扱要項

平成 11 (1999) 年 2 月 18 日	制 定
令和 4 (2022) 年 3 月 17 日	最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国際日本文化研究センターにおける毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の適正な管理を図るため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「毒劇物」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第30号）別表第1から別表第3まで並びに毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）に規定する物質をいう。

(管理責任者)

第3条 所長は、毒劇物を使用する者（以下「使用者」という。）のうちから毒劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指名する。

2 管理責任者は、毒劇物を適正に管理しなければならない。

3 管理責任者は、必要に応じ、所長に毒劇物の管理状況を報告するものとする。

(使用者)

第4条 使用者は、関係法令及び本要項を遵守するとともに、管理責任者が適正な管理のために必要と認めて行う指示に従わなければならない。

(保管)

第5条 管理責任者は、毒劇物を一般の薬品と区別し、堅固で、かつ、施錠できる専用の保管庫に保管しなければならない。

2 保管庫の鍵は、管理責任者が責任をもって管理しなければならない。

(表示)

第6条 管理責任者は、毒物の容器及び被包については別記様式第1号、劇物の容器及び被包については別記様式第2号、保管庫については別記様式第3号の表示をしなければならない。

(使用簿)

第7条 管理責任者は、毒劇物を受入れ又は廃棄した場合は、別記様式第4号の毒物及び劇物使用簿（以下「使用簿」という。）に記録しなければならない。

2 使用者は、毒劇物を使用したときは、使用簿に記録しなければならない。

3 管理責任者は、使用簿により毒劇物の在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に、毒劇物の数量を使用簿と照合して確認しなければならない。

(災害等に対する対策)

第8条 管理責任者は、地震等の災害及び事故等に備えて、保管庫の固定、容器の落下防

止、容器の接触破損防止等の対策を講じなければならない。

(廃棄)

第9条 管理責任者は、長期間保管されている毒劇物で今後使用される見込みのないものについては、速やかに廃棄の手続きをとらなければならない。

(盗難等の措置)

第10条 管理責任者は、毒劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに所長に届け出なければならない。

2 所長は、前項の届出を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 管理責任者は、毒劇物以外の有害物質の管理についてもこの要項に定める取扱いに準じて、適切な管理をするものとする。

附 則

この要項は、平成11年2月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和4(2022)年3月17日から施行する。

別記様式第1号

医 薬 用 外
毒 物

備考1 赤字に白色の文字で表示すること。

2 文字等の大きさは、容器又は被包に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること。

別記様式第2号

医 薬 用 外
劇 物

備考1 白字に赤色の文字で表示すること。

2 文字等の大きさは、容器又は被包に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること

別記様式第3号

医 薬 用 外	
管理責任者氏名	

備考 文字等の大きさは、保管庫に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること。

別記様式第4号

毒物及び劇物使用簿

管理責任者 所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

区 _____ 分：(毒物 ・ 劇物)

毒物又は劇物の品名： _____ (単位： _____)

保管庫設置場所： _____

保管庫番号： _____

受入等 年月日	受入量	使用量	廃棄量	在庫量	使用目的	使用 氏 名	備 考
(管理責任者確認欄)							
						年 月 日確認	
						年 月 日確認	
						年 月 日確認	
						年 月 日確認	

備考 この使用簿は、毒物・劇物の品名ごとに作成し、保管庫ごとに備えるものとする。